# 第5 名簿登載事項の変更

#### 1 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書について

宅建業者は、免許申請書に記載した事項について変更があった場合、宅建業法9条により、変更が 生じた日から30日以内に、福島県知事に「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(名簿変更届 出書)」を提出する必要があります。

## 2 書類作成にあたっての留意点

### (1)提出部数

正本1部、副本(コピーでも可)1部(いずれも返却しませんので、控えが必要な場合は3部作成してください)。

#### (2) 名簿変更届出書の提出が不要な事項

以下の事項の変更については、名簿変更届出書の提出は不要です。

- ① 事務所のFAX番号のみの変更(電話番号の変更は届出が必要)
- ② 代表者、法人役員等の自宅住所(宅地建物取引士登録している方は、別途変更登録が必要)
- ③ 兼業の内容
- ④ 法人の資本金
- (5) 相談役及び顧問の氏名、住所、就退任日
- ⑥ 株主の状況
- ⑦ 事務所の移動を伴わない、使用権限の変更(貸主の変更など)
- ※ 登記の変更の伴わない事務所の移動(同一建物内での部屋移動等)は届出が必要です。

#### (3)添付書類の省略について

次の場合は、「略歴書」、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」の省略が可能です。

- ① これまで代表取締役であった者が、(代表ではない)取締役になった場合。(取締役になった 者は省略できますが、替わって代表取締役になった者は省略できません)
- ② もともと代表取締役が複数いた会社で、これまで代表者ではなかった代表取締役が代表者になった場合。(代表者の退任、入替など)
- ③ 婚姻等により役員、政令で定める使用人、専任取引士の氏名が変わった場合。
- ④ 登録移転に伴い、専任取引士の登録番号が変わった場合。

省略可否の例	
(代表)取締役 → 取締役	省略可
(代表)取締役 → 監査役	省略不可
取締役 → (代表)取締役	省略不可
取締役 ⇔ 監査役	省略不可
法人の役員 → 政令で定める使用人、専任取引士	省略不可
事務所間での政令で定める使用人、専任取引士の異動	省略不可

専任取引士は「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の添付が不要のため、「略歴書」 のみの取り扱いとしてください。

#### (4)従事者変更届の提出について

福島県知事免許業者は次の場合、「名簿変更届出書」及び「宅地建物取引業従事者変更届(従事者変更届)」の2種類の届出書を提出する必要があります。従事者変更届については70、71ページを参照してください。

- ① 就任した役員が宅建業の従事者にも就任した場合
- ② 退任した役員が宅建業の従事者も退任した場合
- ③ 新たに宅建業の従事者に就任した者が、専任取引士又は政令使用人に就任した場合
- ④ 専任取引士又は政令使用人から退任した者が、宅建業の従事者からも退任した場合

#### (5) その他

所在地の記入や免許申請書の添付書類の作成にあたっては、23ページ~55ページの免許申請書 記載例を参考にしてください。

# 3 名簿登載事項の変更手続きに必要な書類

審査の必要上、次表以外の書類を提出していただくことがあります

No	変更事項	提出書類	添付書類					
1	商号又は名称	①変更届出書(第一面)	①法人の登記簿謄本(個人の場合は不要)					
		②書換え交付申請書	②免許証(写)					
2	代表者の氏名変更	①変更届出書(第一面)	①商業登記簿(法人の役員の場合のみ)					
		<ul><li>②免許証書換え交付申請書</li></ul>	②免許証(写)					
3	法人役員の就任	①変更届出書(第一面、第二	①誓約書 (免許申請書の添付書類(2))					
		面)	②略歴書 (免許申請書の添付書類(6))					
			③身分証明書					
			④登記されていないことの証明書					
			⑤商業登記簿					
		※就任した役員が宅建業の従事	- 事者にも就任した場合					
		②従事者変更届	⑥専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請					
			書の添付書類(3))					
			⑦宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
			付書類(8))					
		※代表者の変更がある場合						
		<ul><li>③免許証書換え交付申請書</li></ul>	⑧免許証(写)					
4	法人役員の退任	①変更届出書(第一面、第二	①商業登記簿					
		面)						
		※退任した役員が宅建業の従事者も退任した場合						
		②従事者変更届	②専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請					
			書の添付書類(3))					
			③宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
			付書類(8))					
5	法人役員の氏名変	①変更届出書(第一面、第二	①商業登記簿					
	更	面)						

No	変更事項	提出書類	添付書類					
6	政令使用人の就任	①変更届出書(第一面、第三	①誓約書(免許申請書の添付書類(2))					
		面)	②略歴書(免許申請書の添付書類(6))					
			③身分証明書					
			④登記されていないことの証明書					
		※新たに宅建業の従事者に就任	・ 壬した者が、政令使用人に就任した場合					
		②従事者変更届	⑤専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請					
		書の添付書類(3))						
			⑥宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
			付書類(8))					
7	政令使用人の退任	①変更届出書(第一面、第三						
		面)						
		※退任した政令使用人が、宅建	<b>業の従事者からも退任した場合</b>					
		②従事者変更届	①専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請					
			書の添付書類(3))					
			②宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
			付書類(8))					
8	政令使用人の氏名	①変更届出書(第一面、第三	①宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
	変更	面)	付書類(8))					
		②従事者変更届						
9	専任取引士の変	①変更届出書(第一面、第四	①略歴書(免許申請書の添付書類(6))					
	更、就任	面)	②取引士証の写し					
			③マイナ保険証の資格情報等					
			④専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請					
			書の添付書類(3))					
			⑤専任取引士が欠格事由に該当しない旨の誓約					
			書 エレた老が、東圧取引ナに就任した場合					
			Eした者が、専任取引士に就任した場合					
		②従事者変更届	⑥宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
10	+ 1075-711 - 17-17-		付書類(8))					
10	専任取引士の退任	①変更届出書(第一面、第四	①専任の宅地建物取引士設置証明書(免許申請					
		面)	書の添付書類(3))					
			は業の従事者からも退任した場合 「					
		②従事者変更届	②宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
			付書類(8))					
11	専任取引士の氏名	①変更届出書(第一面、第四	①取引士証の写し(氏名変更に伴う取引士証の					
	変更	面)	書換えが未了の場合は戸籍抄本)					
		②従事者変更届	②宅建業に従事する者の名簿(免許申請書の添					
1.0		<u> </u>	付書類(8))					
12	専任取引士の登録	①変更届出書(第一面、第四	①取引士証の写し					
	移転による登録番	面)						
	号変更							

No	変更事項	提出書類	添付書類				
13	主たる事務所・従	①変更届出書(第一面、第三	①事務所を使用する権原に関する書面(免許申				
	たる事務所の移転	面)	請書の添付書類(5))				
	(号室の変更・増		②事務所付近の地図				
	改築等を含む。)		③自己所有の場合は建物の登記簿謄本、借家に				
			おいては賃貸契約書の写し				
			④事務所の写真(必要な写真は免許申請に準じ				
			ます。)				
			⑤商業登記簿(法人の本店移転、登記をした支				
			店移転の場合)				
		※主たる事務所を移転した場合					
		②免許証書換え交付申請書	⑥免許証(写)				
14	従たる事務所の新	①変更届出書(第一面、第三	①No6の政令で定める使用人の就任に関する書類				
	設	面、第四面)	②No9の専任取引士の就任に関する書類				
		②営業保証金供託済届出書	③No14の従たる事務所に関する書類				
		(保証協会加入者は不要)					
15	従たる事務所の廃	①変更届出書(第一面、第三	①商業登記簿(支店登記されていない事務所の				
	止または名称の変	面、廃止の場合第四面も提	場合は不要)				
	更	出)					
16	営業保証金の変更	①営業保証金供託済届出書	①供託書の写し(原本持参)				

- ※ 以下の書類の提出については、免許申請に準じます。詳細は22ページを参照してください。
  - ・同一場所であることの申立書
  - · 平面図(内部見取図)
  - ・医師の診断書
  - ・非常勤であることの申立書
  - ・同一建物内の代表権行使に支障がない旨の申立書

該当する項目の番号を○で囲む

2

# 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
① 商号又は名称 ② 代表者又は個人 ② 役員 ② 事務所 ⑤ 政令第2条の2で定める使用人 ⑥ 専任の宅地建物取引士

について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。 (該当するものに○印をする)

令和6年10月

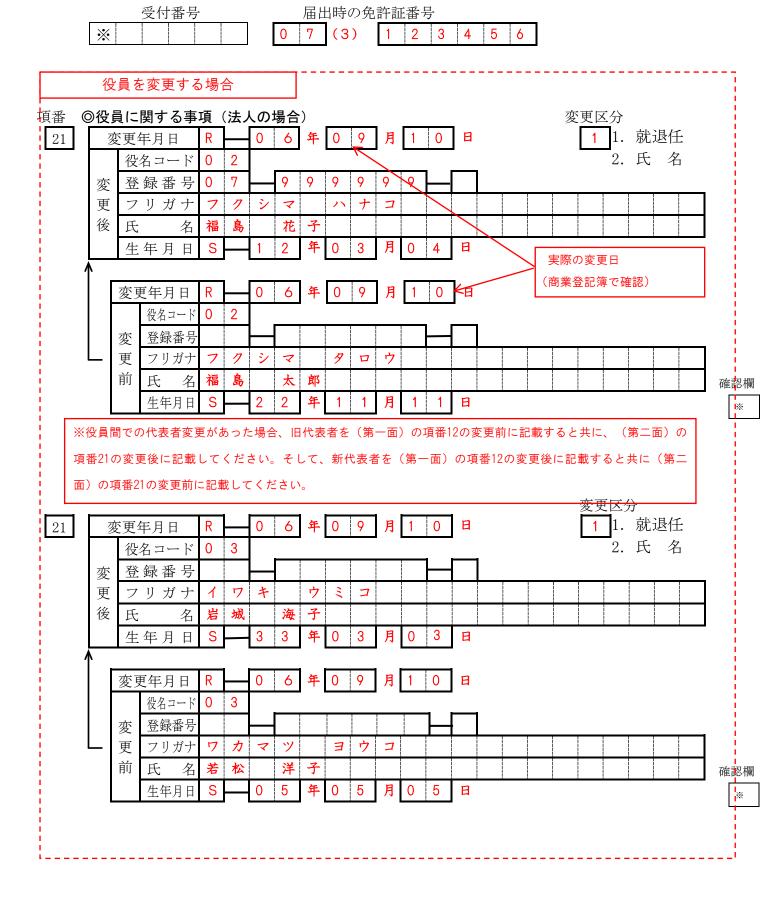
#### 殿 福島県知事

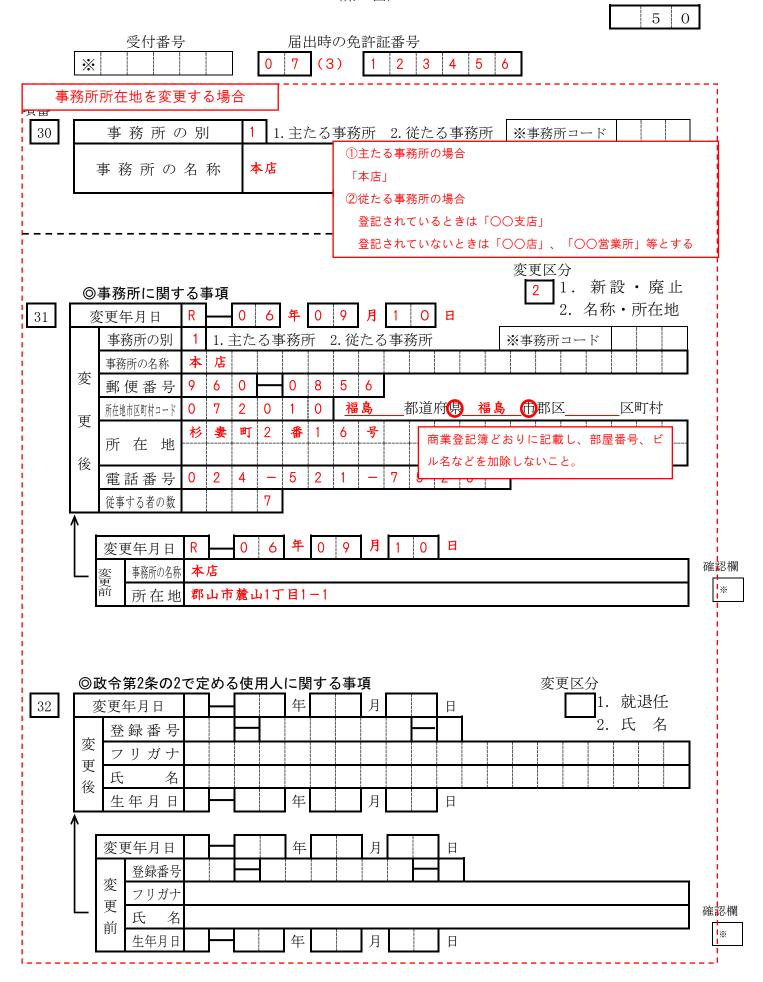
届出者商号又は名称 株式会社ふくしまけん地所 番号(960-0856) 郵便 主たる事務所の 福島市杉妻町2番16号 在 所 地

> 名 福島 太郎 (法人にあっては、代表者の氏名) 電 話 番 号(024)521-75234 ファクシミリ番号(024)521-7955

受付番号	受付年	F月日	届出時の免許証番号					_	
	*			0 7	(3)	1 2	3 4	5 6	]
商号または名称を変更する場合	1								
11 変更年月日 R —	0 6 年 0	9 月	1 0	日					_
変 フリガナ カブ	シキカ゛	イシ	ヤフ	クシ	マケ	ンシ	゛シ	3	. !
更大日子以及	会社ふく	しま	けん	地所					
後   商号又は   株 式   名称	又 17 (2) /	<del>                                     </del>	1) ~	ν <u>ω</u> //Ι					
<b>1</b>			'	•			'	'	
	<b>゚</b> シキガイシャ	フクシマク	ケン						確認欄
Ⅰ 競 Ⅰ 競 早 ▽ け タ Ⅰ	会社福島軒								*
·									i 
代表を変更する場合									
◎代表者又は個人に関す		<del>, , ,</del> , ,	. ! .	l		変更	区分		
12   変更年月日   R   →	0 6 年 0	9 月	1   0	日		<u> </u>	~ -	退任	
変登録番号							2. 氏	名	
更 フリガナ フ ク	シマタ	ロウ							<u> </u>
後氏名福島	2 2 年 1	1 日	1 1	_		者交代の場		- 1	
<u>  生年月日</u>   <b> </b>	【					分」の欄			il il
変更年月日 R — 0 6 年 0 9 月 1 0 日						変更前〕両 退任者は		、。(别仕	に有 !
役名コード 0 1									
変   登録番号 0   7   更   フリガナ <b>フクシ</b>	- 9 9 9 マ ハナコ /	9 9	9			者の <u>氏名の</u> 分」の欄	-		更!
	花子			:		変更前〕の			認欄
生年月日 💲 ——	1 2 年 0	3 月	0 4	日	<b>*</b> ①, (	②いずれの	場合も魚	色許証書換	※
宅地建物取引士である場合は	7			;	付申請書の	の提出が必	要。		
登録番号を記入									

2 4 0





	5 0	
	受付番号 届出時の免許証番号	
従		
ア田	+ 433// C/02 / 4-31	
30	事務所の別 2 1.主たる事務所 2.従たる事務所 ※事務所コード	
! !	事務所の名称 <mark>台河店</mark>	
	于 4分 // V 2 石 初	
		i
		. =
 	変更区分 - ◎事務所に関する事項	
0.1	9. 夕升,而左州	
31	変更平月日	
i !	事務所の別 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 ※事務所コード ※事務所コード	
 	要務所の名称	
i !	型 使 备 万 】	
!	┃  ┃所 在 地┣┼┼┼┼┼┼┼┼┼	
	電話番号	
	従事する者の数	
		į
	変更年月日 R — 0 6 年 0 9 月 1 0 日	
		確認欄
		*
	771 12.10	
	◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項 変更区分	
32	変更年月日     年     月     日       1. 就退任	
!		
	▼ フリガナ 専任取引士についても同様に、「変更後」を ► ■	
	後任名りのおります。 として (第四面)を作成する。	
i	<u></u>	į
	変更年月日 R — 0 6 年 0 9 月 1 0 日	
	登録番号	
!	プリガナ   スペークログ	確認欄
	<b>□</b>	※
!	□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>l″`</u> !

